

報第2号

職員の服務の宣誓に関する条例施行規則を廃止する規則について

教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、職員の服務の宣誓に関する条例施行規則の廃止について、令和3年7月13日に次のとおり専決したので、報告し、その承認を求める。

令和3年7月29日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 堀 貴 雄

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(略)

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に
関すること。

第二条 (略)

第三条 (略)

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を
専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこ
れを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 (略)

職員の服務の宣誓に関する条例施行規則を廃止する規則の概要

1 廃止となる事実

岐阜県職員等の服務の宣誓に関する条例（昭和26年岐阜県条例第2号）の一部改正により、新たに職員となった者が任命権者に提出する宣誓書について、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の「面前において署名する」としていた対面規制が廃止されることに伴い、岐阜県教育委員会における「任命権者の定める上級の公務員」を定めた職員の服務の宣誓に関する条例施行規則を廃止するもの。

2 施行日

公布の日から施行

職員の服務の宣誓に関する条例施行規則を廃止する規則をつゝに公布する。

令和二年七月十二日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第六号

職員の服務の宣誓に関する条例施行規則を廃止する規則

職員の服務の宣誓に関する条例施行規則(昭和二十六年岐阜県教育委員会規則第八号)
は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。